

「雇用関係助成金」を 正しく申請していますか？

適正な支給がされているか確認するための調査を随時行っています

こんなことはありませんか？



- 事実を十分に確認せず、適当に記載して申請した
- 原本とは別の書類を作成し、添付書類として提出した
- 申請内容が事実と異なっていたが、そのまま申請した
- 支給申請は従業員や社会保険労務士に任せっきりにしている



申請内容が正しいか、
申請前に提出書類をチェックしましょう！

事業主の方へ

- 申請前に事実と異なる記載や添付書類がないか、確認してから提出してください。
- 社会保険労務士や代理人等に依頼する場合は、申請書類（添付書類を含む）の写しを必ず受け取り、内容の確認をしてください。また、その書類を保存してください。

社会保険労務士や代理人の方へ

- 事業主から書類等を受領する際は、原本または原本の写しであるか、事実と異なる内容がないか確認してください。
- 事業主は申請書類を保存しなければならないため、申請書類（添付書類を含む）の写しを必ず事業主に渡してください。

事業主は申請書類を「5年間」保存する必要があります

この助成金を申請した事業主は、提出または提示した書類の写し、その他支給要領に規定する書類を、支給決定日の翌日から起算して5年間保存する必要があります。



適正支給の観点から、労働局やハローワークでは積極的な調査を行っています。このため、追加書類の提出を求めたり、事業所訪問を行うことがありますので、調査にご協力ください。

※調査に協力することが助成金の支給要件になっています。



**調査の結果、申請内容が不適正（事実と異なる）の場合は、
支給した助成金の返還を求めます。**

不正受給の場合

「不正受給」とは、偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の支給を受ける（受けようとする）ことです。このため、故意に支給申請書に虚偽の記載を行ったり、偽りの証明を行うことは不正受給に該当します。



代表者が行った場合だけでなく、役員、従業員、社会保険労務士、代理人等、支給申請・書類作成に関わった人が行った場合でも、
事業主（会社）の不正受給に該当します！

- 不正に受給した助成金は、全額返還しなければなりません。また、全額返還のほか、不正受給日からの延滞金、不正受給した額の2割に相当する額も納付しなければなりません。
- 不正受給日から5年間※、雇用関係助成金（不正受給を行った以外の助成金を含む）は受給できません。※全額返納されていない場合は延長されます。
- 公表基準に該当する場合、「事業主名及び代表者名」などが公表されます。

【社会保険労務士、代理人が不正受給に関与※¹した場合】

- ・ 不正受給に関与した額（延滞金、2割に相当する額を含む）について、事業主と連帯して返還する義務を負います。
- ・ 不正受給日から5年間※²、雇用関係助成金の申請は受理されません。
また、全額返納されていない場合、この期間は延長されます。
- ・ 労働局ホームページに「氏名及び事業所名」などが公表されます。

※¹ 「不正受給に関与」とは、故意に偽りの届出、報告、証明等を行い、事業主等が助成金の支給を受ける（受けようとする）ことです。

※² 全額返納されていない場合は延長されます。